

# 第30回さいたま市自治基本条例検討委員会

## 次 第

平成23年7月26日（火）午後6時45分～  
大宮区役所南館第301会議室

- 1 開 会
  
- 2 議 題
  - (1) 各チームからの報告事項について
  
  - (2) 自治基本条例について
  
- 3 その他
  
- 4 閉会

### 【配付資料】

次第

資料1 最終報告（たたき台）

※第1章（総則）及び第2章（市民自治を担う各主体の責務等）

参考資料1 市民から寄せられた意見

参考資料2 自治基本条例意見交換会 最終報告に反映すべき内容のまとめ

## 最終報告（たたき台）※第1章（総則）及び第2章（市民自治を担う各主体の責務等）

資料1

中間報告	最終報告（案）
<p>① 自治基本条例の目的</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>●（目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この条例は、自治を担う市民、議会、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）の主体的な取組を促し、市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市を実現することを目的とする。</li> <li>そのために、市（さいたま市をいう。以下同じ。）の自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会、市長等の役割及び責務、まちづくり（市政運営を含む。）の基本的事項等を定める。</li> </ul>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務、まちづくりに関する基本的事項等を定めることにより、市民自治の確立を図り、もって豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくることを目的とします。</p>
<p>【考え方・解説】</p> <p>ア 平成12年4月の「地方分権一括法」施行以来、地方自治体は国と対等な立場で、積極的に地域や市の課題に取り組めるようになりました。</p> <p>イ この間、市においても少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化、地域社会等への無関心層の増加など、地域や市を取り巻く状況は激変しています。</p> <p>ウ また、人口構造の変化や、長引く経済の落ち込みにより財政の面でも厳しい状況が続くと見込まれます。</p> <p>エ さらに市民の価値観、ライフスタイル、市民ニーズの多様化が進んでいます。</p> <p>オ 市政は、住民が信託した議会と市長が、責任を持ってそれぞれの役割を果たしていくという二元代表制が基本です。しかし、上述したような状況においては、地域や市の実情に合わせた課題解決の仕組みの構築が求められ、地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展のためには、議会や市長等が市民の声をしっかりと受けとめるとともに、市民の責任を持った主体的な取組が求められています。</p> <p>カ 市では、これまで地域活動の多くを担ってきた自治会のほかにも、NPOなどの市民活動団体、公益法人、事業者などが積極的な公益活動を展開してきましたが、今後は、二元代表制を基本として、より多くの市民の参加のもと、市民や地域の力だけでは解決出来ない問題を議会及び市長等が対応し、または協働によって解決を図っていくという補完性の原理に基づき、自治のあり方を皆で考え、行動していくことが重要です。</p> <p>キ さいたま市の自治基本条例は、「市民が幸せを実感し、誇りを持てるさいたま市」の実現を目指し、その拠り所となる考え方や基本的なルールを自治を担う市民、議会、市長等が共有し、「課題解決の羅針盤」として、地域や市の課題解決に向けて主体的な行動を促すための一つの方向性を明示するものです。</p>	<p>【考え方・解説】</p> <p>第1条は、本条例の目的を明示し、前文とあわせて各規定の解釈指針となるものです。</p> <p>○ 本条例は、市民自治を確立することによって、豊かで暮らしやすい地域や社会をつくることを目的としています。</p> <p>○ 豊かで暮らしやすい地域や社会をつくるためには、前文の考え方・解説で述べたとおり、市民の責任を持った主体的な取組と、議会や市長など市政に携わる者が市民の声をしっかりと受けとめて市政を運営していくことが求められます。そのために、本条例において、本市における自治の基本理念を明らかにし、これを受けて、市民、議会、市長その他市民自治を担う各主体の責務等、また、まちづくりの基本的事項などを定め、皆で共有することが大切です。</p> <p>○ 本条例における「地域」の範囲は、市民の身近な生活の場である範囲から概ね市全体の範囲として考えますが、第27条（地域のまちづくり）や第28条（区役所の役割）における「地域」の範囲は、主に市民の身近な生活の場である範囲として考えます。</p> <p>○ 「豊かで暮らしやすい」のうち、「豊かで」は、経済的な豊かさだけでなく、生きがいを持てる、幸せを感じるといった精神的な意味を含み、また、「暮らしやすい」は、「生活（生きて活動すること。）しやすい」、つまり、単に「住みやすい」というだけでなく、公益的活動や事業活動など「様々な活動をしやすい」という意味を含んでいます。</p>

中間報告	最終報告（案）
<p><b>③ 用語の定義</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（市民とは） 「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。</li> <li>●（市民自治とは） 「市民自治」とは、市民が主体となって地域や市の課題の解決に取り組むなど、市民が自ら行うことを基本として、住民から信託を受けた議会及び市長等も、ともに市民のためのまちづくりを進めることをいう。</li> <li>●（協働とは） 「協働」とは、市民、議会、市長等が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。</li> <li>●（市民参加とは） 「市民参加」とは、市政やまちづくりに市民が主体的に関わることをいう。</li> </ul>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）住民 市内に住む者をいいます。</li> <li>（2）市民 住民、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</li> <li>（3）区民 区内に住む者、区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</li> <li>（4）市 議会、市長その他の執行機関及び職員を置く地方公共団体であるさいたま市をいいます。</li> <li>（5）まちづくり 市民及び市が行う豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるための活動をいいます。</li> <li>（6）市政 まちづくりのうち、市が担うものをいいます。</li> <li>（7）市民自治 市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民のための市政を行うことをいいます。</li> <li>（8）市民参加 市民が主体的に政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わることをいいます。</li> <li>（9）協働 市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。</li> </ul>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>（市民とは） ア 市政やまちづくりに関して、納税者でもある住民が最も重要な存在ですが、本市には、住んではないが公益的活動や事業活動など様々な活動をしている人や団体も多く、市の健全な発展のためには、住民だけに限定するのではなく、より多くの人や団体が市政やまちづくりに参加していくことが必要と考えます。 イ 住民以外では、例えば、市を訪れる者なども考えられますが、「権利」を行使し、「責務」を果たすべき自治の主体として、条例に明確に位置付けるのは困難と考え、この条例における「市民」には、住民、通勤・通学者、公益的活動や事業活動その他様々な活動を行う者（団体）としています。</p> <p>（市民自治とは） ア 市民自治とは、市民自ら治めることであり、市民が主体的に考え、行動して、地域や市の課題を解決し、市民本位のまちづくりを進めることが基本です。 イ また、住民から信託を受けた議会、市長等も市民自治の担い手として、市民とともに考え、ともに行動して、市民のためのまちづくりを推進していく「協治」という考え方が重要です。</p> <p>（協働とは） 目指すべき協働のあり方とは、市民、議会、市長等の各主体が目的を共有し、対等な立場で、連携を図りながら目的の達成に向けて事業に取り組むことであり、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果により、より良い効果を生み出すことにあります。</p> <p>（市民参加とは） 「市民参加」とは、市政やまちづくりに市民が主体的に関わることを言い、市政への参加に関しては、意見を言うこと、審議会等の委員となること、市長等とともに活動を行うことなどが該当します。なお、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第2条では、本条例で使用している用語の定義を定めています。</p> <p>（第1号） ・ 「住民」とは、市内に居住している個人を意味します。</p> <p>（第2号） ・ 「市民」には、住民だけでなく、市内に通勤又は通学する個人、市内で公益的活動や事業活動など様々な活動を行っている個人や法人等の団体を含めています。 ・ 本市には、住民だけでなく、様々な活動をしている個人や団体が集まっています。現代社会において複雑かつ高度化する多種多様な課題を解決し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、より多くの個人や団体の力を結集していく必要があると考えます。 ・ 「市民」イコール「住民」と考えるのが一般的であり、それ以外の個人や団体を含めて、例えば「市民等」とする方法もありますが、皆で力を合わせて主体的にまちづくりに取り組んでほしいという気持ちを込めて、住民以外の者を「等」とするのではなく、本条例においては、「市民」に含めて表記することがふさわしいと考えます。</p> <p>（第3号） ・ 「区民」についても、「市民」と同様に考え、広く捉えています。</p> <p>（第4号） ・ 「市」とは、議会、市長等の執行機関※1、職員（地方自治法に定める補助機関※2のうち「職員」だけでなく、広く補助機関すべてを意味します。）を置く地方公共団体であるさいたま市を意味します。 ・ 本条例の中で「市」を主語として、取り組むべきこと等を定めている規定に関しては、議会、市長その他の執行機関、職員がそれぞれの役割と責任に応じ、自らやるべきことを十分に自覚して職務を遂行しなければなりません。 ※1 市長を除く執行機関としては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがあり、一般的に「行政委員会」と呼ばれています。執行機関は、それぞれが独立した権限を持っています。 ※2 補助機関とは、副市長、会計管理者、職員など、執行機関を補助し、職務を遂行する者をいいます。</p>

**(第5号)**

- ・ 「まちづくり」とは、市民及び市が行う豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるための活動をいいます。なお、「豊かで暮らしやすい」のうち、「豊かで」は、経済的な豊かさだけでなく、生きがいがある、幸せを感じるといった精神的な意味を含み、また、「暮らしやすい」は、「生活（生きて活動すること。）しやすい」、つまり、単に「住みやすい」というだけでなく、「様々な活動をしやすい」という意味を含んでいます。（再掲）

**(第6号)**

- ・ 「市政」の目的は、豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくることであり、「市政」は、市が行うまちづくりを意味します。

**(第7号)**

- ・ 「市民自治」とは、市民自ら治めることであり、市民が主体的に考え、行動して、地域や社会の課題を解決し、市民本位のまちづくりを進めることを基本します。
- ・ また、議会や市長など市政に携わる者も市民自治の担い手として、市民とともに考え、ともに行動して、市民のためのまちづくりを推進していく「協治」という考え方が重要です。

**(第8号)**

- ・ 「市民参加」とは、市民の意思を市政に反映するため、市民が政策の形成、実施及び評価の過程など市政に主体的に関わることをいい、その方法は、市役所の窓口において、また、アンケートやパブリック・コメント、住民説明会等の機会を通じて、意見を述べ、提案することのほか、審議会等の委員となること、市の事業において職員と一緒に活動することなど様々なものが該当します。なお、市の意思決定や判断に関しては、二元代表制に基づき議会と市長が責任を持って行うことが基本です。

**(第9号)**

- ・ 「協働」とは、市民及び市が、共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいい、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果によって、より良い効果を生み出すことにあると考えます。なお、「対等な立場」とは、それぞれの自立性を認め合い、一方的に命令等されることなく、合意に基づき、役割分担や責任を明確にして取り組む関係をいいます。

中間報告	最終報告（案）
<p><b>② 自治の基本理念</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（自治の基本理念）</p> <p>市民、議会、市長等は以下に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとする。</p> <p>（１）まちづくり（豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいう。以下同じ。）は、市民が責任を持って主体的に地域や市の課題解決に取り組むことを基本とする。</p> <p>（２）住民の信託を受けた議会及び市長等は、それぞれの役割や責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う。</p> <p>（３）市は、国や県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自律的な市政運営の実現を目指す。</p>	<p>（自治の基本理念）</p> <p>第３条 市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとします。</p> <p>（１）市民が主体的にまちづくりに取り組むことを基本とすること。</p> <p>（２）議会及び市長その他の執行機関は、その役割及び責務を果たしながら、市民のための市政を行うこと。</p> <p>（３）市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自立かつ自律的な市政運営の実現を目指すこと。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>（１）</p> <p>ア 山積する地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展を目指すためには、市民の責任を持った主体的な取組が求められます。</p> <p>イ 「まちづくり」の定義の中の「暮らしやすい」には、「住みやすい」のほか、「市民活動や事業活動など様々な活動がしやすい」という意味も含んでいます。</p> <p>（２）</p> <p>ア 住民は、地域社会における自治の一部を議会と市長等に信託しています。</p> <p>イ 住民は、市政の意志決定と執行のすべてを議会と市長等に委ねているわけではなく、市民福祉の向上及び市の健全な発展のためには、市民が市政に主体的に関わることが必要です。</p> <p>ウ 市民、議会、市長等の良好な関係が市民自治の基軸となります。そのため、議会や市長等は、住民の信託を受けた重責を自覚し、市民の意見を聴き、または市民との協働を通して地域や市の課題解決を図り、市民のための市政という共通の目的に向かって相互に連携し、各々の職責を果たすことが重要です。</p> <p>（３）</p> <p>市民自治を進めるためには、議会や市長等は、市民のための市政を運営することが重要であり、国等と対等な立場で自律的な市政運営が出来るよう団体自治の確立を目指す必要があります。また、広域的な課題等、市だけで解決が難しい課題もあり、国や県とは様々な課題の解決に向けて明確な役割分担のもと、協力、連携して取り組むことが必要です。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第３条では、本市における自治の基本理念を定め、これを基本として市民自治の確立を目指すことを定めています。</p> <p><b>（第１号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくるためには、市民の主体的な取組が基本となります。</li> </ul> <p><b>（第２号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会と市長その他の執行機関も、豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくっていく責務を負います。</li> <li>市に関わるすべての人々や団体にとって、住みやすい、活動しやすいまちをつくっていくことが、市の発展につながるものと考えます。</li> <li>また、市長を除く執行機関は、直接住民から選ばれてはいませんが、独立した権限を持つ者として重要な責務を負っていますので、ここに含めています。</li> <li>市民、議会、市長その他の執行機関の良好な関係が市民自治の基軸となります。そのため、議会や市長その他の執行機関は、その重責を自覚し、市民のための市政という共通の目的に向かって、各々の役割と責務を果たすことが重要です。</li> </ul> <p><b>（第３号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民自治の確立に向けて、議会や市長その他の執行機関は、市民のための市政を運営することが重要であり、そのために、国や埼玉県との関係では、本市が、国や埼玉県と対等な立場で、自立かつ自律的な市政運営ができるよう団体自治の確立を目指す必要があります。また、広域的な課題など、市だけでは解決が難しい課題もあり、国や埼玉県とは、明確な役割分担のもと、協力、連携して取り組むことが必要です。</li> </ul>

中間報告	最終報告（案）
<p><b>④ 条例の位置付け</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（自治基本条例の遵守） この条例は、市民自治の推進に当たり、その理念や基本的なルールを明らかにし、地域や市の課題の解決に際して、最も大切な規範として運用するものであり、市民、議会、市長等は、誠実にこれを遵守しなければならない。</li> <li>●（他の条例等との関係） 議会及び市長等は、他の条例、規則、他の規程を制定、運用、改正、廃止するときは、原則として、この条例の規定との整合を図らなければならない。</li> <li>●（市の計画等との関係） 市長等が計画を策定等する場合、または事業を決定、実施等する場合も、同様とする。</li> </ul>	<p>（条例の位置付け）</p> <p>第4条 この条例は、市民自治の確立に向けて最も大切な規範として運用されるものであり、市は、他の条例、規則等を制定、運用、改正又は廃止するときは、原則として、この条例の趣旨に基づき、この条例との整合を図らなければならない。市が政策の形成、実施等を行う場合も、同様とします。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>ア 現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、自治基本条例も他の条例と同様、国の法令の範囲内において存在するものであることに留意する必要があります。</p> <p>イ 本条例は、市民自治を推進するための理念や基本的なルールを定めるものです。したがって、条例同士は対等であるとはいうものの、市政全体を束ね、課題解決の羅針盤として市政全体の方向性を示すものとして、お互いの関係においては中心となるべき性格のものであり、市における条例や計画等は、原則として自治基本条例の趣旨に適合するように制定、策定、運用等される必要があります。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第4条は、まちづくりにおける本条例の位置付けについて定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、本条例も他の条例と対等な関係にあり、他の条例と同様、国の法令の範囲内において存在するものであることが前提にあります。</li> <li>○ 本条例は、市民自治を確立し、推進するための理念や基本的なルール等を定めるものです。したがって、条例同士は対等であるとはいうものの、市政全体を束ね、まちづくりの羅針盤として市政全体の方向性を示すものとして、中心となるべき性格のものであり、市の条例、規則等及び政策は、原則として本条例の趣旨に適合するように制定（策定）、運用等される必要があります。</li> </ul>

中間報告	最終報告（案）
<p><b>① 市民の権利</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（市民の権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。</li> <li>・ 市民は、市民自治を担う主体として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）市政に関する情報を議会及び市長等と共有すること。</li> <li>（２）政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。</li> <li>（３）まちづくりの成果を享受すること。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>第２章 市民自治を担う各主体の責務等</b></p> <p><b>第１節 市民の権利及び責務等</b></p> <p>（市民の権利）</p> <p>第５条 市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う権利を有するとともに、市民自治を担う者として尊重されます。</p> <p>２ 市民は、市民自治を担う者として、次に掲げる権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）市政に関する情報を知り、市と共有すること。</li> <li>（２）政策の形成、実施及び評価の過程など市政に関わること。</li> </ul>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>ア 日本国憲法や、地方自治法などで認められた権利を踏まえ、ここでは市民自治を進める上で重要な権利を掲げたものです。</p> <p>イ 市民自治を進める上で、「すべての市民が安全で安心な環境の中で暮らし、活動できること」が大前提となります。</p> <p>ウ また、（１）～（３）に掲げる権利の保障の前提として、「市民自治を担う主体として尊重される」という包括的な権利を定めるものです。</p> <p>（１）市民が地域や市の課題に対して主体的に取り組むため、または市政に関わっていくためには、議会や市長等が持っている市政に関する情報を共有できるようにすることが必要です。</p> <p>（２）地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展を図るためには、市民が市政に様々な形で関わっていくことができるようにすることが重要です。</p> <p>（３）市民は、まちづくりへの参加に努める責務がある一方で、その結果発生した利益を享受することができます。</p> <p>エ ただし、これらの権利は無条件に行使できるものではなく、公共の福祉に反しない（権利として保護すべき利益と社会全体の利益とを比較衡量し、後者が優先される必要性が認められない場合）限り認められるなどの制約があることは当然です。</p> <p>オ また、（１）及び（２）の権利は、議会や市長等が定める具体的な制度や手続などによって、保障されていくものです。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第５条では、市民自治を担う者としての市民の権利を定めています。</p> <p>○ 市民の権利には、日本国憲法や地方自治法などで認められている権利がありますが、ここでは市民自治の確立に向けて市民がまちづくりに取り組む上で重要な権利を掲げています。</p> <p>○ ただし、市民の権利は無条件に行使できるものではなく、公共の福祉に反しない（権利として保護すべき利益と社会全体の利益とを比較衡量し、後者が優先される必要性が認められない場合）限り、認められるなどの制約があることは当然です。</p> <p><b>【第１項】</b></p> <p>○ 市民自治の確立に向けて様々な取組を進める上で、「安全で安心な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う」ことができることが大前提となります。</p> <p>○ 「市民自治を担う者として尊重されます」とは、市民が市政に参加するなど、まちづくりに取り組むことについて、誰からも不当な差別を受けず、公平かつ公正に対応がされることを意味し、市民自治を担う者としての権利を包括的に定めるものです。</p> <p><b>【第２項】</b></p> <p><b>（第１号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民が主体的に市政に参加するなど、まちづくりに取り組むためには、議会や市長その他の執行機関が持っている市政に関する情報を市民が知り、議会や市長その他の執行機関と共有できるようにすることが必要であり、そのために定めるものです。</li> </ul> <p><b>（第２号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民が市政に様々な形で関わり、市民の意思に基づく市政が行われることが必要であり、そのために定めるものです。</li> </ul> <p>○ なお、第１号及び第２号の権利は、市の具体的な制度や手続によって、保障されていくこととなります。</p>

中間報告	最終報告（案）
<p><b>② 市民の責務</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（市民の責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。</li> <li>市民は、市政及びまちづくりへの参加に当たり、法令等を遵守するとともに、自らの発言や行動に責任を持つよう努めるものとする。</li> <li>市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い、まちづくりに努めるものとする。</li> <li>市民は、公共サービスの享受に当たり、応分の負担を負うものとする。</li> </ul>	<p>（市民の責務）</p> <p>第6条 市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします。</p> <p>2 市民は、まちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。</p> <p>（1）社会的責任を自覚すること。</p> <p>（2）互いの発言及び行動を認め合うとともに、助け合うこと。</p> <p>（3）次世代の負担をはじめ、将来の地域及び社会に与える影響に配慮すること。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>（市民の責務）</p> <p>ア 地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展を図るためには、市民が責任を持って主体的に取り組むことが重要であり、市政やまちづくりへの参加に努めることが求められます。</p> <p>イ その際は、法令等を遵守することはもとより、自らの発言や行動に責任を持つこと、市民同士がお互いに尊重し合い、助け合う気持ちを持つことが大切です。</p> <p>ウ 税金などを市民が負担し合うことによって行政サービスをはじめとする公共サービス（市民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的なニーズを満たすことを目的とするサービス。）が成り立っていることを、市民、議会、市長等は認識しなければなりません。市民には、公共サービスの享受に当たっては、公平性、公正性の観点から応分の負担をする義務があります。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第6条では、市民自治を担う者としての市民の責務を定めています。</p> <p><b>【第1項】</b></p> <p>○ 市民自治を確立し、豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、市民が主体的に取り組むことが基本となります。</p> <p><b>【第2項】</b></p> <p>（第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりに当たっては、法令等を遵守することはもちろんのこと、自らの発言や行動に責任を持つことなど、社会の一員であることを自覚することが大切です。</li> </ul> <p>（第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりに当たっては、市民同士がお互いに尊重し合い、助け合う気持ちを持つことが大切です。</li> </ul> <p>（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたって豊かで暮らしやすいまちをつくっていくためには、環境問題や市の財政状況など将来の地域や社会に与える影響を考慮して行動することが大切です。</li> </ul>
中間報告	最終報告（案）
<p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（事業者の責務）</p> <p>事業者は、事業活動等を行うに当たり、公共的な視野に基づいて、自然環境や生活環境などに配慮し、地域と調和した活動を行うものとする。</p>	<p>（事業者の責務）</p> <p>第7条 市内で事業活動を行う者又は団体は、当該活動を行うに当たっては、自然環境、生活環境等について適正に配慮するなど、豊かで暮らしやすい地域又は社会の実現に努めるものとします。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>（事業者の責務）</p> <p>ア 企業など事業者は、その利潤追求的性質から、地域とは無関係に、地域に多大な影響を及ぼす活動を行うことがあるため、特に責務を規定する必要があると考えます。</p> <p>イ 事業活動が市民の健康や生活に与える影響を考慮して、事業者は、事業活動等を行うに当たっては、自然環境や生活環境などへの配慮に努める必要があります。</p> <p>ウ 事業者もまちづくりの担い手であるという社会的な役割を自覚し、市民、議会、市長等と協力しながら、地域との調和を図るよう努める必要があります。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第7条は、前条にある市民の責務以外で、特に事業者のみが負うべき責務を定めています。</p> <p>○ 企業など事業者が行う事業活動の目的である利潤の追求には、雇用の創出など経済の活性化や生活の向上という社会的な意義もありますが、一方で、事業活動が自然環境や生活環境などに多大な影響を及ぼすおそれもあるため、特に責務を定めるものです。</p> <p>○ 豊かで暮らしやすい地域や社会をつくっていくために、事業者の関わりは大きくあります。事業者も市民自治の担い手であるという社会的責任を自覚し、市民や市と協力しながら、自然環境や生活環境などに配慮し、まちづくりに努める必要があります。このことを通じて市民に広く認められることが、事業者自身の発展につながるものと考えます。</p>



中間報告	最終報告（案）
<p><b>③ 自治の担い手としての人づくり</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（市民自治の担い手としての人づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、議会、市長等は、市民自治を推進するため、市民自治の担い手として市民が成長できる環境を積極的に整備するよう努めるものとする。</li> <li>・ 市民、議会、市長等は、次代の社会を担う子ども及び青少年に対し、市民自治の担い手としての能力が育っていくように積極的に支援を行うよう努めるものとする。</li> </ul>	<p>（市民自治の担い手としての人づくり）</p> <p>第8条 市民及び市は、次代の社会を担う子ども及び青少年をはじめ、市民が市民自治の担い手として育つよう、積極的に支援するよう努めるものとします。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>ア 市民自治を推進するためには、それを担う人づくりが必須であり、そのためには、市民の誰もが市民自治の担い手として成長できるような環境（場所、機会、仕組みなど）づくりから行う必要があります。</p> <p>イ 人づくりという観点からは、特に子どもや青少年に対する環境整備が重要であり、それは、教育だけではありません。子どもや青少年も市民自治を担う能力を有しており、市民、議会、市長等は、その能力が育っていくよう、様々な形で支援をしていくことが大切です。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第8条は、市民自治の担う人材の育成について定めています。</p> <p>○ 市民自治を確立し、将来にわたって推進していくためには、それを担う人づくりが必須です。そのためには、市民の誰もが市民自治の担い手として成長できるような環境（場所、機会、仕組みなど）づくりなどをしていく必要があります。</p> <p>○ 人づくりという観点からは、特に子どもや青少年に対する支援が重要であり、それは、学校教育だけではありません。市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民自治を担う能力が育っていくよう、様々な形で支援していくことが大切です。</p>

中間報告	最終報告（案）
<p><b>① 議会の役割・責務</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（議会の役割） 議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市の意思を決定するとともに、市長等による事務の執行の監視機能、調査機能、政策形成機能、議決機関としての利害調整機能などを果たしていかなければならない。</li> <li>●（議会の責務） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、その役割を十分に果たし、かつ、市民自治を推進するため、市民の多様な幅広い意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</li> <li>・ その際、議会は、市民の市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民が議会を身近なものと感じられるよう努めながら、主に次に掲げる取組を推進するものとする。</li> </ul> </li> </ul> <p>（１）議会の意思決定及びそこに至る過程についての情報などを市民に積極的かつ分かりやすく提供するとともに、すべての会議を原則として公開するなど、議会における透明性の確保を図ること。</p> <p>（２）議会の諸活動への市民参加を促進すること。</p>	<p><b>第２章 市民自治を担う各主体の責務等</b></p> <p><b>第２節 議会及び議員の責務等</b></p> <p>（議会の役割及び責務）</p> <p>第９条 議会は、豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくるため、審議及び議決により市の意思を決定するとともに、次の役割を果たさなければなりません。</p> <p>（１）市長その他の執行機関による事務の執行の監視</p> <p>（２）市政に関する課題の調査研究</p> <p>（３）政策の形成</p> <p>２ 議会は、前項に規定する役割を果たし、市民の議会及び市政に対する関心及び参加意欲を高め、かつ、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。</p> <p>（１）市民の多様な意見を聴き、尊重すること。</p> <p>（２）意思決定過程に関する情報を市民に分かりやすく公表すること等により、議会活動の透明性の確保を図ること。</p> <p>（３）政策形成等を行うに当たり、市民参加及び市民との協働を促進すること。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>ア 既に制定されているさいたま市議会基本条例に、議会・議員の責務などについて規定があり、これを基本としましたが、市民自治を推進するため、特に市民と議会・議員との関係に重点を置いた内容を自治基本条例に規定すべきと考えます。</p> <p>イ 議会は、二元代表制の下、市長と対等の立場にあります。議事機関として市の意思を決定する権能を有する議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市民の広範な意見を把握し、市の政策に反映させることで、多様化する地域や市の諸課題を解決する使命を担うとともに、市長等の事務に対する監視機能、調査機能、政策形成機能などを最大限発揮する使命を担っています。</p> <p>ウ このように議会は市民自治を推進する上で非常に重要な機関であり、市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民にとってより身近に感じられるような議会を目指し、市民の多様な幅広い意見を把握して、市政に反映させていくことが必要です。そのために議会は、次のことに努めることが求められます。</p> <p>① 議会の意思決定過程における情報などを市民に積極的かつ分かりやすく提供するなど、議会における透明性の確保を図ること。</p> <p>② 会期中、会期外にかかわらず、市民との対話など市民参加の取組を進めること。</p> <p>③ その他、政策を立案し、形成する能力を高めるとともに、審議を活性化させることなど。</p> <p>エ 議会の諸活動への市民参加の方法については、例えば次のような取組が考えられますが、市民の意見を聴いて一緒に考えるなど、市民とともに積極的につくりあげていくことが必要と考えます。</p> <p>○議題について：議事テーマの事前公開</p> <p>○会期中：請願・陳情の提案説明を可とする、市民の議論への参加・発言権の確保、議論と手続きのプロセスの透明化、公聴会、参考人、議事録公開、広報、報告（分かりやすい説明が必要）</p> <p>○会期外：報告（議案に対する賛否も含む・分かりやすい説明が必要）と意見交換会、政策・施策の監視・評価</p> <p>オ また、さいたま市議会基本条例には、第５章に「市民の議会」が掲げられています。市民と議会の関わりを強め、深める方策は、同条例に規定されていますが、それを具体的にどのように実現していくかが重要です。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第９条では、議会の役割及び責務を定めています。</p> <p>○ 平成２２年４月１日に施行されているさいたま市議会基本条例に、議会・議員の責務などについて規定がありますが、その中でも、本条例では、市民自治の確立に向けて、特に市民と議会・議員との関係に重点を置いた内容を規定することが望ましいと考えます。</p> <p><b>【第１項】</b></p> <p>○ 二元代表制の下、議事機関として市の意思を決定する権能を有する議会は、豊かで暮らしやすい地域や社会をつくるため、市民の広範な意見を把握・尊重し、市の政策に生かしていくことで、多様化する諸課題を解決する使命を担うとともに、市長その他の執行機関の事務に対する監視機能、市政に関する課題の調査機能、政策形成機能などを最大限発揮する使命を担います。</p> <p><b>【第２項】</b></p> <p>○ 議会は、第１項に規定する非常に重要な役割を果たすべく、市民にとってより身近に感じられるような議会を目指して市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民自治を確立するため、第１号から第３号までに掲げることに努めることが必要です。</p> <p><b>（第１号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の多様な意見を聴き、少数意見であったとしてもそれを尊重して審議を活性化させ、より良い政策を考えていくことが大切です。</li> </ul> <p><b>（第２号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の意思決定過程における情報を市民に積極的かつ分かりやすく提供するなど、議会における諸活動の透明性の確保を図ることが、市民の市政に対する関心等を高めるための前提となります。</li> </ul> <p><b>（第３号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成や市政における課題の調査研究に当たり、広く市民の意見を集め、生かしていくために、市民との対話など市民参加の取組や、市民とともに政策を考え、課題の解決を図っていく協働の取組を推進していくことが大切です。</li> </ul> <p>○ さいたま市議会基本条例には、第５章に「市民の議会」が掲げられています。市民と議会の関わりを強め、深める方策は、同条例に規定されていますが、それを具体的にどのように実現していくかが重要です。</p>

	<p>例えば、議会の諸活動への市民参加の促進のための方策については次のようなことが考えられますが、市民の意見を聴いて一緒に考えるなど、市民とともに積極的に作りあげていくことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 請願・陳情の説明、市民の議論への参加・発言を可とするほか、参考人及び公聴会制度の積極的活用</li> <li>* 議事案件の事前公開、議事録公開、分かりやすい広報・報告（議案に対する賛否を含む。）など、議論と手続のプロセスの透明化</li> <li>* 上記のほか、市民との意見交換会の開催、市民参加による政策の監視・評価の実施</li> </ul>
中間報告	最終報告（案）
<p><b>② 議員の役割・責務</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（議員の責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は、住民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、議会の役割及び責務を果たすため、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</li> <li>・ 議員は、市民全体の福祉の向上を勘案して職務を遂行するため、市民との対話などを積極的に行い、市民の多様な幅広い意見の把握に努めなければならない。</li> </ul>	<p>（議員の責務）</p> <p>第10条 議員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすことに取り組まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努め、市民全体の利益を考えなければならない。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>ア 議員は、市民のための議員としての役割を果たすため、病気や多忙であるなど諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民も含めて、多様な市民の意見を聴き、地域の実態を把握し、研鑽を重ね、目の前の問題を早急に解決するよう努めるとともに、中長期的な視点を持ち、市にとって適切な政策等を考え、市民とともにその実現に向けて尽力することが望まれます。</p> <p>イ また、日頃から市民の意見を集め、市民全体の福祉の向上を勘案し、市政全体の観点からの的確な判断をすることが重要です。</p> <p>ウ そのために、議員はまちづくりや市政についての自らの考えを明確にし、かつ、市民から広く意見を集め、市民自治の推進のために、政策立案能力の一層の向上に努めることが必要です。</p> <p>エ さいたま市議会基本条例に、議員の責務や活動について規定されていますが、その具体化に向けた仕組みを、議員と市民が協力して作りあげていくことが大切と考えます。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第10条では、議会を構成する議員の責務を定めています。</p> <p><b>【第1項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員は、選挙で選ばれた責任のある者として、法令等を遵守することはもちろんのこと、研鑽を重ね、政策形成能力の一層の向上を図るなど、第9条に規定する議会の役割及び責務を果たすことにそれぞれが取り組まなければならない。</li> </ul> <p><b>【第2項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1項における議員の責務を果たすため、議員は、自らの考えを明確にし、諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民も含めて多様な市民の意見を聴くなどして課題の把握に努めるとともに、市民全体の利益を考えて判断し、行動していくことが求められます。</li> <li>○ また、さいたま市議会基本条例に、議員の責務や活動について規定されていますが、その具体化に向けた仕組みを、議員と市民が協力して作りあげていくことが大切と考えます。</li> </ul>

中間報告	最終報告（案）
<p><b>① 市長の役割・責務</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（市長の役割・責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、市の代表者として、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、市民自治の推進を図り、公正かつ誠実に市政を運営する。</li> <li>市長は、開かれた市政運営を行うとともに、効率的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</li> <li>市長は、市政におけるビジョン（将来の構想や展望）を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図らなければならない。</li> <li>市長は、市政の各分野にまたがる課題の解決のため、関係部署や関係機関の相互の連携、調整を図り、総合的な取組の推進に努めなければならない。</li> </ul>	<p><b>第2章 市民自治を担う各主体の責務等</b></p> <p><b>第3節 執行機関及び職員の責務等</b></p> <p>（市長その他の執行機関の役割及び責務）</p> <p>第11条 市長その他の執行機関は、豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくるため、市民自治の確立を図り、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、法令等を遵守するとともに、前項に規定する役割を果たすため、次のことに努めなければなりません。</p> <p>（1）市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること。</p> <p>（2）地域及び社会の課題を把握し、解決を図ること。</p> <p>（3）市民との情報共有のための取組の推進により、市民に開かれた市政の実現を図ること。</p> <p>（4）市民参加及び市民との協働を促進すること。</p> <p>（5）市政の各分野にわたる課題の解決のため、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組を推進すること。</p> <p>3 市長は、市の代表として、前2項に規定するもののほか、次のことに努めなければなりません。</p> <p>（1）市の将来を展望して市政における構想を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図ること。</p> <p>（2）健全財政を確保すること。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>ア 市長は、住民の信託に基づいて市政を運営する市の代表です。現在でも市長への提案制度など市政への市民参加の取組が行われていますが、長期的な観点から市民自治が有効に機能し、発展していくためには、市民の意思を反映した市政運営をしっかりと行わなければなりません。</p> <p>イ そのための公正で透明性のある市民に開かれた市政運営、また、昨今の社会経済情勢及び今後の見通しを考えると、健全な財政運営は市民自治を推進するための基盤として、市長の重要な役割と考えます。</p> <p>ウ その役割を果たすため、市長には、市の代表として明確なビジョンを示し、その実現のためのリーダーシップの発揮が求められます。</p> <p>エ また、効果的、効率的な市政運営のため、各分野に渡る課題については総合的な取組が求められます。市長は行政組織のトップとして、積極的に関係部署や関係機関の連携、調整を図り、総合的な取組を推進することが必要です。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第11条は、市長その他の執行機関の役割及び責務を定めています。</p> <p>○ 市長を除く執行機関としては、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などがあり、一般的に「行政委員会」と呼ばれています。執行機関は、それぞれが独立した権限を持っている重要な機関であることから、役割及び責務を規定することが必要と考えたものです。</p> <p><b>【第1項】</b></p> <p>○ 市長その他の執行機関は、それぞれの権限において、責任を持って、市民自治の確立を図るとともに、公正かつ誠実に市政を運営することが求められます。</p> <p><b>【第2項】</b></p> <p>○ 市長その他の執行機関は、市政運営に当たっては、法令等を遵守することはもちろんのこと、第1号から第5号までに掲げることに努めることが大切です。</p> <p><b>（第1号から第4号まで）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在でも市長への提案制度など市政への市民参加の取組が行われていますが、市民自治を確立し、将来にわたり発展させていくためには、市民の多様な意見を把握し、市政に反映すること（第1号）、諸課題を把握し、解決を図ること（第2号）、市民との情報共有を推進し、公正で透明性のある市民に開かれた市政の実現を図ること（第3号）、かつ、市民参加及び市民との協働を促進すること（第4号）、これらをしっかりと行う必要があり、そのために定めるものです。</li> </ul> <p><b>（第5号）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的、効率的な市政運営のため、各分野にわたる課題に対しては、各部署（市役所内の組織）や関係機関（警察署など外部の機関）が縦割りで取り組むのではなく、総合的な取組が求められます。市長その他の執行機関は、積極的に関係部署や関係機関との連携、調整を図り、総合的な取組を推進する必要があり、そのために定めるものです。</li> </ul> <p><b>【第3項】</b></p> <p>○ 第3項は、本条で定める市長その他の執行機関の役割及び責務のうち、市の代表である市長のみに関するものを</p>

	<p>定めています。</p> <p><b>(第1号)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長には、将来の展望を踏まえて明確な構想を示し、これを実現するためのリーダーシップの発揮が求められます。</li> </ul> <p><b>(第2号)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨今の社会経済情勢及び今後の見通しを考えると、健全財政の確保は豊かで暮らしやすいまちをつくっていくための基盤であり、市長の重要な役割及び責務として定めるものです。これは、地方自治法の規定により、予算を定めることの議決は議会の権限ですが、予算の調製（予算を編成する一切の行為）権及び予算の執行権は市長に専属し、議会や他の執行機関はこれらを有しないとされていることによるものです。</li> </ul>
中間報告	最終報告（案）
<p><b>② 職員の役割・責務</b></p> <p><b>【条例案骨子】</b></p> <p>●（職員の役割・責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員は、法令等を遵守するとともに、市政の運営に携わり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</li> <li>・ 職員は、市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、市民自治へ積極的に参加するよう努めなければならない。</li> <li>・ 職員は、市民の信頼と期待にこたえることができるよう、常に能力の向上に努めなければならない。</li> </ul>	<p>（職員の責務）</p> <p>第12条 職員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、市民とともに市民自治を担う立場であることを自覚し、市民の信頼及び期待にこたえることができるよう、次のことに努めなければならない。</p> <p>（1）市民と積極的に対話すること等により、市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題を把握すること。</p> <p>（2）市民とともに、課題解決のための方策を探求すること。</p> <p>（3）常に職務に必要な知識及び技能を修得し、能力を向上させること。</p>
<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>ア 職員は、議会や市長等を補助する者ですが、指示に従うだけでなく、市政の運営に携わり、市民自治を推進する立場であるという自覚を持って、職務を遂行することが必要です。この条例では、「市長等」を市長その他の執行機関と定義していますが、職員も市長等と一体のものとして、この条例に基づき、責任を持って職務に取り組まなければならない。</p> <p>イ 行政機関は様々な公権力を持っており、職員は、自らの言動が市民にとっては市を代表しているものであることを十分に認識して、法令等を遵守し、全体の奉仕者として適正に事務を遂行するとともに、市民に誠実に対応しなければならない。</p> <p>ウ また、職員は、市民自治の推進という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から情報提供や助言を行う存在であると考えます。</p> <p>エ 職員には、病気や多忙であるなど諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民もいることを視野に入れつつ、幅広く市民の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。また、そのために、職員が自ら市民との対話の場に参加するなど、市民自治への積極的参加が望まれます。</p> <p>オ 職員に求められる能力としては、職務を適正に遂行する能力のほか、地方分権時代における政策形成能力や法務能力、区や地域コミュニティの役割が重要となる中での市民の要望等に対して誠実に対応するコミュニケーション能力、市民自治を推進するためのコーディネート能力などが今後一層重要となると考えます。</p>	<p><b>【考え方・解説】</b></p> <p>第12条は、職員の責務を定めています。</p> <p><b>【第1項】</b></p> <p>○ 職員は、議会や市長その他の執行機関を補助する者として、職務を遂行しますが、自らの言動が市民にとっては市を代表しているものであること及び市が様々な公権力を持っていることを十分に認識して、法令等を遵守し、全体の奉仕者として適正に職務を遂行するとともに、市民に誠実に対応しなければならない。</p> <p><b>【第2項】</b></p> <p>○ 職員は、市政の運営に携わり、市民自治を担う立場であることを自覚し、市民の信頼及び期待にこたえることができるよう、第1号から第3号までに掲げることに努める必要があります。</p> <p><b>(第1号)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まずは職員が自ら市民との対話など様々な方法により情報収集を行い、市民の意見及び諸課題の把握に努めることが大切です。職員には、諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民もいることを視野に入れつつ、幅広く市民の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。</li> </ul> <p><b>(第2号)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民自治の確立のためには、市民も職員も自ら考え、行動することができるように成長し続けることが大切です。職員は、難しい課題であったとしても、市民の立場に立って最良の解決策を市民とともに考える努力が求められます。</li> </ul> <p><b>(第3号)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に求められる能力としては、職務を適正に遂行する能力のほか、地方分権時代における政策形成能力や法務能力、区や地域の役割が重要となる中での市民の要望等に対して誠実に対応するコミュニケーション能力、市民自治の確立を目指し、様々な市民のまちづくりの取組を調整し、まとめていくコーディネート能力などが今後一層重要となると考えます。</li> </ul>

## 市民から寄せられた意見

### 自治基本条例（案）第19条住民投票について

自治基本条例（案）第19条住民投票について、投票権者を単に住民（＝市内に住む者）としていますが、年齢および国籍に関する要件を設けるべきと考えます。そしてその要件は公職選挙法に準ずるべきと考えます。

まず年齢についてですが、住民投票により未成年者（特に子供）に「市政に関する重要な案件」（第19条）について判断を仰ぐというのは真っ当な考えとは思われません。法律上行為能力（正常な判断をもって法律行為をなす能力）がない者に「市政に関する重要な案件」について決定を委ねてよいのでしょうか？

次に外国人についてですが、周知の通り、現在公職選挙法等により外国人に選挙権・被選挙権は認められておりません。住民投票に国籍条件を設けないことは「外国人参政権を表向きには隠した条例である」と批判されることになるでしょう。

また「市政に関する重要な案件」について外国人に決定を委ねますと、極端な例かもしれませんが、例えば日本が将来他国と紛争状態になった場合において、当該紛争相手国出身者が本市の自衛隊施設への妨害・排除運動などを起こさないとも限りません。

条例という市民の利害ひいては国政にまで影響力を持つものを定める場合は、予め様々な事態を想定しなければなりません。想定し得ない事故が発生するのは最近では福島原発事故で実証済みです。福島原発事故では国（当時の科学技術庁）が定めた安全設計審査指針で「全電源喪失は考慮する必要がない」と定められていたため（＝指針の欠陥）、全電源喪失への対策が疎かになり、あのような結果になったことは多くの方の知るところです。

投票権者を単に住民（＝市内に住む者）とすることは財政的な側面からも問題があります。未成年者や外国人を投票権者とした場合、告知・投票場の確保などの費用・人件費等による財政負担の増加が予想されます。現に千葉県野田市の案では財政負担への懸念から、公職選挙法に準ずるべきとしております。

以上のことから年齢や国籍を無視して軽々に住民投票権について定めることは、将来禍根を残すことになると考えます。

「どうしても未成年者や外国人の意見を市政に反映させたい」という方がいるのであれば、住民投票権を与えるのではなく、別途意見を吸い上げる窓口を充実させればよいと考えます。

以上、1名の方からの意見（一部要約）

■自治基本条例意見交換会 最終報告に反映すべき内容のまとめー集成 110726現在

条例の項目	意見交換・アンケートでの主な意見 ※ゴシック体が前回より追加	最終報告への反映の方向
1-①条例の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「幸せ」は抽象的、「安心安全」とすべき(西)</li> <li>・「高齢者も元気で暮らせる」を入れて欲しい(北)</li> <li>・「新しい公共」という考え方を担保し、その拠り所となる条例(職員)</li> <li>・アリバイづくりの条例にならないで(サポセン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特になし</li> <li>○「新しい公共」は、「市民自治」の一部の概念と考え、必要な場所で使うこととする</li> </ul>
1-②自治の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民自治」と「新しい公共」はどういう関係にあるのか(南)</li> <li>・理念は高い方がよい(北)</li> <li>・自主的・自立的・自発的に行動することが人間の基本(ケアハンズ)</li> <li>・「市民自治」という場合に、市民の自治の範囲はどこまでなのか。個人としての市民の力には限界がある(浦和)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「市民自治」の概念がよく理解されていない。誤解のないようにしっかりと説明することが必要</li> <li>○「新しい公共」は、「市民自治」の一部の概念と考える</li> </ul>
1-③用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民自治」にもっとクリエイションする意味合いをいれた方がよい(南区)</li> <li>・「市民自治」と「新しい公共」は同じことではないのですか(南)</li> <li>・「まちづくり」と「市政」の関係を明確に示すことが必要(職員)</li> <li>・「まちづくり」は都市計画的な意味にとられがち(住環ネット)</li> <li>・まちづくりは、土木・建築の分野のことではないことを明確に記すべき(浦和)</li> <li>・市民の範囲が広すぎる(職員/岩)</li> <li>・「市民」の中に「通勤、通学者」は入れるべきでない(北)</li> <li>・他市の方も市民というのは時と場合による(岩槻区民会議)</li> <li>・団体も含めて市民の定義するなら論理的な整理が必要(サポセン)</li> <li>・市民になろうとしている人が市民(サポセン)</li> <li>・まちづくりに関われない人、声に出せない人を市民から排除しないようにしてほしい(サポセン/ケアハンズ)</li> <li>・市民意識(公共的な意識)がない市民は市民ではないのか。(サポセン)</li> <li>・「市民」には「子ども」も含める(岩)</li> <li>・住民の定義はないのか(岩槻コミ連)</li> <li>・市民、住民の定義の明確化と使い分けが必要(岩)</li> <li>・まず住民を中心とし、他を全く同じように考えるのはいかがか(桜)</li> <li>・住環境を考える立場からは、「市民」より「住民」が重要(住環ネット)</li> <li>・市民の定義を「住民、団体」と行政と議会の三者にしたほうがいい(南)</li> <li>・市民とは個人なのか、自治会などのまとまりなのか(それいゆ)</li> <li>・市長等より「行政」という表現を使ってはどうか(岩槻コミ連)</li> <li>・市、市長等が分かりにくい、「行政」の方がよい(緑)</li> <li>・「市」の定義を明確に、市民を含むかどうか(ケアハンズ)</li> <li>・市長が市の代表なのか(緑)</li> <li>・用語について、もっと深く議論・検討してもらいたい(浦和)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市、市長等、行政などの言葉についても、用語の選択に応じて定義が必要</li> <li>○文章だけでなく、図解があると互いの関係が分かりやすい →解説に</li> </ul>
1-④条例の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例に基づいた、既存の個別条例の見直し、運用の改善が必要(住環ネット)</li> <li>・本条例は各条例の幹となる、市の憲法。各条例との関連をどうとっていくのか(中央)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の条例・規則等についても、遡及して自治基本条例に合わせる見直しを行うかどうか →要検討</li> <li>○7.条例の運用の項との書き分け</li> </ul>
2-①～③市民の権利と責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務を果たすべき動機づけが必要(南)</li> <li>・市政に参加するとこんなに生活がよくなるという意義付けをするべき(南区)</li> <li>・市民の知る権利、意見を言う権利を保障するために行政、議会は働かねばならない。市民の責務は、行政、議会の監視である(南)</li> <li>・移動する権利(桜)</li> <li>・権利の乱用を是非控えてほしい(南)</li> <li>・義務を負う人は少ない(北)</li> <li>・自治の担い手としての人づくりが重要(西)</li> <li>・権利と義務を明確にしたい(岩槻区民会議)</li> <li>・二元代表制を基本として市民の意見を反映させようとしているが市民の権利を強化するために三元代表制を検討すべき(岩槻区民会議)</li> <li>・「事業者」の定義、あるいは適切な用語が必要(住環ネット)</li> <li>・企業も市民に含めて、住民の権利が保護できるのか(住環ネット)</li> <li>・市民相互の対等性を謳うべき(サポセン)</li> <li>・声に出せない人も一緒に市民社会をつくっていくべき(サポセン)</li> <li>・他者のことを考えない市民活動を行わないようにする規定がほしい(サポセン)</li> <li>・事業者の定義が必要。NPOも事業者(サポセン)</li> <li>・市民のことを考えないのも市民の自由か(サポセン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の責務については、「努めるものとします」ではなく、市民が市民に呼びかけるような言い方に出来ないか。</li> <li>○「事業者」の定義、あるいはより適切な用語の使用が必要。企業が主たる対象だが、非営利的な団体も含まれる</li> <li>○「自治の担い手としての人づくり」の項は、本条例の特徴としてしっかり記述</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声に出せない人も一緒に市民社会をつくっていくべき(サポセン)</li> <li>・さいたまは住みやすいので市民意識が薄い(サポセン)</li> <li>・市民意識・市民活動が成熟していないのに責務を押し付けられると重い(サポセン)</li> <li>・市民意識の底上げが重要(サポセン)</li> <li>・治安の維持をいれてもらいたい(南)</li> <li>・納税率を高めるべき(北)</li> <li>・現代は、権利の主張、要求が増大強すぎる。責任について自覚せよ(岩)</li> <li>・レベルアップしながら「責務」をはたす市民でありたい(桜)</li> <li>・子ども、青少年の「自治の担い手」としての能力が「育っていく環境」を入れてほしい(桜)</li> <li>・自治の担い手として、高齢者にも触れるべき(浦和)</li> <li>・市民にかかってくる負担が大きい(中央)</li> <li>・権利ばかり主張する時代、責務についても遠慮せずに規定すべき(浦和)</li> <li>・市民は、より積極的に市政参加する責務を果たすべき(浦和)</li> </ul>	
<p>3-①・②議会・議員の役割と責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・票にとらわれない正しい活動を目指してほしい(南)</li> <li>・所属する政治団体や地元の利益に固執しない品格を持つべき(南)</li> <li>・市民から選ばれたという責任の上で活動する(南)</li> <li>・議員はもっと地域住民の願いや意見を聴いてほしい(岩)</li> <li>・普段の意見交換が必要(北)</li> <li>・議会が出向いて市民と直接接する場を設けることが必要(緑)</li> <li>・議員も市職員も「市民」に一部であるなら、自分の立場をどのように考えて行動すべきか(南)</li> <li>・議会の活性化が問われている(北)</li> <li>・旧市の意識を脱して能力の向上に努めることを明記(中央)</li> <li>・市民は議会・市長に白紙委任しているのではないが、問われているのは市民(サポセン)</li> <li>・議会基本条例では、「参加」ではなく「参画」という言葉を使っている(議会)</li> <li>・市民と行政の間に議会を位置づけるべき(見)</li> <li>・議会は市民と行政の間に割り込む姿勢が必要(緑)</li> <li>・市民との活発な意見交換についての機会をセッとし、提案等を求めるスタンスが必要(浦和)</li> </ul>	<p>○可能なかぎり、議会基本条例の用語に合わせる必要がある 「参加」ではなく「参画」?</p> <p>○議会と市民のより密接な関係の構築への声は大きい。議会基本条例(特に市民の議会の項)よりも踏み込んだ記述を行うか</p>
<p>4-①・②市長・職員の役割と責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識改革が必要である。職員が守るべき事は書いてあるが、更に行政の質の向上を謳うべきである(大)</li> <li>・行政職員の意識改革が最も重要(住環ネット)</li> <li>・自治基本条例を知らない職員、関心の薄い職員が多い(職員)</li> <li>・市民を受け止めよ。有効な意見交換が出来るようにしてほしい(桜)</li> <li>・市民の声を取り入れる(南)</li> <li>・これからは、市民と協働してまちづくり、課題解決に取り組むことが必要(職員)</li> <li>・職員の市民自治への参加が少ない(北)</li> <li>・職員の役割・責務の3つめに協働の文言を入れる(岩槻コミ連)</li> <li>・行政職員はもっと市民と一緒に場に出てほしい(住環ネット)</li> <li>・行政は開発企業の側に立っている(住環ネット)</li> <li>・職員の市民との協働への意識は全く足りない(岩槻コミ連)</li> <li>・納税、財政を運用する責任や行政を公開する責任を負う(南)</li> <li>・議員も市職員も「市民」に一部であるなら、自分の立場をどのように考えて行動すべきか(南)</li> <li>・一部の職員も市民なのだから、市民と職員という表現はおかしい(南)</li> <li>・市職員の役割と責務は削除(岩)</li> <li>・市民の公僕であることを肝に銘じてほしい(岩/南)</li> <li>・市長主体、職員主体の表現が多いが、関係機関との連携こそが大事(南)</li> <li>・心のぬくもりを感じる市政、効率化推進を常に心がける市政(桜)</li> <li>・市長＝行政ですか？(桜)</li> <li>・市民にとっては職員の役割が極めて重要。「行政」の意味合いで「市長・職員等」を使うべき(住環ネット)</li> <li>・市民は議会・市長に白紙委任しているのではないが、問われているのは市民(サポセン)</li> <li>・議会には議会基本条例があるが、行政に対しては条例がない(見)</li> <li>・お役所仕事からの脱却を(中央)</li> <li>・職員サイドは積極的に市民の意見・提案を取り入れ、具体化していこうというスタンスに欠けている(浦和)</li> <li>・職員の意識が変わらなければ、実際には何も動かない(まちプラン)</li> <li>・やる気のある職員に呼びかけるメッセージを(まちプラン)</li> </ul>	<p>○職員の責務として、市民と協働に努めることを加える</p>
<p>5-②情報共有等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の共有は必要だがどのような方法で実現するかが課題。裏付けは出来るのか(桜)</li> <li>・情報共有を保障する根拠を明確化する(緑)</li> </ul>	<p>○持っている情報を公開する以前に、情報を収集に努めることが必要(市民が求めている情報を知らないのでは)</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を市長と共有することをどう具体化するのか(緑)</li> <li>・良い情報だけでなく、悪い情報の提供も必要(北)</li> <li>・職員が市民との話し合いの場に出てくることによって、有効な情報交換、情報共有が出来る(住環ネット)</li> <li>・行政と開発企業との交渉経緯を公表することが必要(住環ネット)</li> <li>・市のホームページの情報検索が大変使いづらい(南)</li> <li>・メディアの有効活用について、もっと考えるべき(浦和)</li> <li>・自治会などを通して情報を発信してほしい(岩槻区民会議)</li> <li>・自治会等を用いた息の長い周知活動が必要(南)</li> <li>・個人情報保護が情報を出さない理由になっている(中央)</li> </ul>	<p>困る)</p> <p>○市民の暮らしにとって重要な情報を公開することが必要(ある種の不都合な情報も含めて)</p> <p>○個人情報保護についても、地域の課題解決のために適切に運用することを書くべき</p>
5-③市政への市民参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の言える場があることが市政への参加だ(西)</li> <li>・無関心な人が多い。参加しやすく、意識のもてるアピールを(岩)</li> <li>・評論家的な参加ではなく、全体を理解し責任ある参加を(南)</li> <li>・自治会活動からの参加、コミュニティ活動を通じての参加、介護予防活動を通じての参加などいろいろある(桜)</li> <li>・まちづくりに関われない人、声に出せない人を市民から排除しないようにしてほしい(サボセン)</li> <li>・参加したくても参加できない人はどうすればよいのか(ケアハンズ)</li> <li>・参加したくても参加できない人の意見を汲み上げていくことが必要(見)</li> <li>・特定の人だけがいろいろな場面で参加することのないように(岩)</li> <li>・市政との距離がありすぎて意見にならない(中央)</li> <li>・個々の市民のつづやきをどう活かしていくのか(それいゆ)</li> <li>・市民が本当に望んでいる参加の機会を可能にする(西)</li> <li>・具体性にかける。市民がどの段階で市政に参加できるのか具体的な説明がないと理解されない(大)</li> <li>・政策の立案段階での市民参加の実効性の確保(岩/緑)</li> <li>・参加を望んでいる市民に対して、そのヒントが欲しい(西)</li> <li>・区民会議をもっと活性化させる(南)</li> <li>・市民の意見をきちんと検討していく仕組みの規定が必要(岩)</li> <li>・市民誰もが参加できる委員会を明文化する(北)</li> <li>・市民が身近な問題を相談できる窓口を明確に(岩槻区民会議)</li> <li>・行政が、任意団体をつなぐ行政の仕事、孤立している個人をつなぐ仕事をした上で、市政への市民参加が可能になる。このことを書き込んでほしい(南)</li> <li>・「行政が市民自治を進める」と書くと、市民がまちづくりの主体のように感じられない(職員)</li> <li>・まず選挙の投票率を上げる方策が必要(岩槻区民会議)</li> <li>・若い人の関心を高める、そのためいろいろな意見を聞ける環境が必要(見)</li> <li>・さいたま市の中での分権を考える(緑)</li> <li>・市民の提案も制度化されないと有効にならない。そのため、市民がもっと議会とつながりを持つことが必要(浦和)</li> <li>・既存の官民組織だけでなく、潜在している力や人材を引き出す後押しを期待(浦和)</li> <li>・市民の提案が、市政に具体化している実績を見せなければ、意欲ある市政参加は期待できない(浦和)</li> <li>・声なき声を聞く努力が必要(浦和)</li> </ul>	<p>○「参加」の代わりに「参画」を使うことも考えられる。要検討</p> <p>○参加促進の方策として、行政側が出向いていって参加を可能にすることも考えてほしい(解説か)</p> <p>○これまで参加を行っていない個人としての市民が、市政に参加できるような配慮が必要</p>
5-④協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やりやすい相手とだけの協働にならないように(サボセン)</li> <li>・市民発の協働を(北)</li> <li>・住みやすいまちづくりのための、課題把握について力を合わせる(南)</li> <li>・主体的に関わらなければどうなるか具体的に示す(岩槻区民会議)</li> <li>・協働はともに汗をかくことだ(岩)</li> <li>・行政は市民の労働をうまく使うことばかり考えている(南)</li> <li>・市民との協働を進める環境を整えてほしい(緑)</li> <li>・協働における公共サービスの最終責任は行政がおうべき(緑)</li> <li>・協働事業における契約の対等性を確保すること(緑)</li> <li>・現実の行政と指定管理者の関係は、対等の協働関係ではない(緑)</li> <li>・無償の労力奉仕として行政に使われることで終わらないように(岩)</li> <li>・市民が担った役割の分、行政、議会のスリム化が必要(南)</li> <li>・協働をすすめる具体的な場はどこなのか(桜)</li> <li>・ありとあらゆる部局が相手になるので、話し合いができるを創造的な場がほしい(桜)。</li> <li>・市民・行政・議会、それぞれが未熟な中で創っていくという、育て上げる動的なプロセスが大事(桜)</li> <li>・市長、議員は選挙で選ばれている、協働でなく連携(北)</li> <li>・議会や市長の責任はどうなるのか。協働という言葉を使いながら市長や議会を免責しているように見える。公助がないと自助はありえない(桜)</li> <li>・選挙で選ばれた市長や議会と、市民がそもそも対等な立場になれるのか(桜)</li> </ul>	<p>○対等な協働実現への担保力を高めるような記述を</p> <p>○市民からの協働提案の入口となる仕組みの整備を明記する→市長直轄の部署等</p> <p>○具体的な方策については、「市民活動及び協働の推進条例」の協働に関する部分を拡充することを視野におくべきか</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真のパートナーシップの確立が必要。現実是一方通行が多い。特に行政・議会の歩み寄りが必要ではないか(浦和)</li> <li>・運営、資金の流れなどを明確にすることが必要(浦和)</li> <li>・市民へのPRが必要(浦和)</li> </ul>	
5-⑤市民の意見等への対応義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意見をきちんと検討していく仕組みの規定が必要(岩)</li> <li>・市民の意見が行政や議会に通じるような仕組みが必要(見)</li> <li>・現在は、市民の声が実現できるシステムになっていない。意見を言っても、行政の中でいつの間にか立ち消えになってしまう(浦和)</li> <li>・この項はとても大事(浦和)</li> <li>・市民提案に対する処理経過など、関連事項について積極的に情報公開を(浦和)</li> </ul>	<p>○この項は重要。条例全体の中で適切な位置付けを</p>
5-⑥住民投票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長、市議選挙の投票率を考えると、市民の総意を問うのは難しい(南)</li> <li>・何でも市民の意見を問う住民投票は反対(岩槻区民会議)</li> <li>・住民投票の話は早すぎる(岩)</li> <li>・住民が理解できていない場合がある(岩)</li> <li>・署名活動、住民投票については、市民の権利としてその趣旨を汲み、仕組みを作らねばならない。もっと強い縛りに(南)</li> <li>・市民参加を強化するなら、住民投票はできるだけ緩和されるべき(岩槻区民会議)</li> <li>・投票権は住民票を持つ者に限る(北)</li> <li>・非常設型がよい(岩)</li> <li>・常設型が望ましい(緑)</li> <li>・区ごとの問題について区ごとに適用できるのか(岩)</li> <li>・選挙で投票、分数より集中(北) ???</li> <li>・住民投票をすべき課題はどう決めるのか(それいゆ)</li> <li>・住民投票の実施を、もっと強く議会に義務付けるべき(浦和)</li> <li>・住民投票にかける案件を例示すべき(浦和)</li> <li>・住民投票の結果を尊重するとは、具体的にどの程度の効力として受け入れるのか、明確にするべき(浦和)</li> </ul>	<p>○より義務付けに近い表現の声あり →要検討</p> <p>○「尊重する」という表現についても、説明が必要か</p>
5-⑦総合振興計画		○特になし
5-⑧財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政は重要である、精査する必要がある(北)</li> <li>・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員)</li> <li>・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員)</li> </ul>	○特になし
5-⑨監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員)</li> <li>・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員)</li> </ul>	○特になし
5-⑩行政評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加を充分に進めるべき(北)</li> <li>・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員)</li> <li>・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員)</li> </ul>	
5-⑪組織、人員体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と一緒に活動して成果を挙げた職員が人事でも評価されるようでありたい(住環ネット)</li> <li>・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員)</li> <li>・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員)</li> <li>・公募制による若手職員のプロジェクトチームの活用などにより、組織の活性化が図られる、トヨタの事例(まちプラン)</li> <li>・職員の働き方に対する影響力となりうるような内容が必要(浦和)</li> <li>・この項はとても大事(浦和)</li> </ul>	<p>○組織風土醸成に記述は、本条例の特徴として必要</p> <p>○公募制によるプロジェクトチームの活用などを例示できないか</p>
5-⑫市の発展のための法務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の発展、市民のための法務にした方がよい(北)</li> <li>・法令等の柔軟な解釈とあるが違和感を覚える(大)</li> <li>・「柔軟な運用」は、市民のためとも企業の利益追求のためとも取れる(住環ネット)</li> <li>・自治法の規定に加えて、どこまで細かく記述すべきか(職員)</li> <li>・あまり具体的なことを書かれると業務を制約される(職員)</li> <li>・市民立法の考えによる立法評価(岩)</li> <li>・分権時代の政令指定都市として、国の法律に対する解釈力を発揮すべき。また、市民にプラスになるなら、それに対する上乘せ・横出しの条例を積極的ににつくっていくべきだ(浦和)</li> </ul>	<p>○何のための主体的な運用かをきちんと明記することが必要</p> <p>○分権時代の政令指定都市の役割として、自主性の発揮、積極的な取り組みを書き込むべき</p>
5-⑬危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知、啓発の時期はとうに過ぎた、災害時直ぐ行動に移せる体制を(南)</li> </ul>	○具体的な行動につながる記述を

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理について採り上げられているが、具体的な事などが示されていないと市民は動けない(大)</li> <li>・震災時、電話.FAXが使えなくなったがネットは使えた。各世帯にネット環境の整備を(南)</li> <li>・自主防災に備える場所が無く困っている(大)</li> <li>・商店街では、大震災の時、市民ではないが訪れている人々に対しても対応を求められる。どう対応すべきか記載して欲しい(大)</li> <li>・「市民が安心して暮らせる」を入れて欲しい(北)</li> <li>・解説での、「自助・共助・公助」のとらえ方がおかしい。双方向であるべき(まちプラン)</li> </ul>	<p>○3.11以降、市民の間での災害に備えた主体的取組みが始まっている、それらの支援を記述</p> <p>○忘れないための取組みも必要か</p> <p>○「自助・共助・公助」の考え方の見直しを</p>
5-⑭国や他の地方自治体等との関係		○特になし
6-①身近なコミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に目覚めることが重要(西)</li> <li>・地域と希薄なさいたま都民が多いので建設的な意味で自治会をもっと変えてもらいたい(南)</li> <li>・さいたま都民をいかにまきこんでゆか(南)</li> <li>・自治会への積極的な参加を表現してほしい(西/岩/緑)</li> <li>・自治会の権限を強くすべき(見)</li> <li>・自治基本条例による自治会の変貌が期待されている(西)</li> <li>・自治会への過大な期待はよしてほしい(西)</li> <li>・自治会長とするとさらなる努力を強いられる感じがする(岩槻区民会議)</li> <li>・自治会等が基本というのに抵抗、これまでのやり方を見直す視点が必要(岩)</li> <li>・自治会とか書かない方がよい。既存のものに頼る感じでよくない(南)</li> <li>・参加する、しないは個人の自由だから、区民会議、自治会の記述は不必要(中央)</li> <li>・自治会加入率が下がっています。コミュニティーを支える新しい団体が求められているのかもしれませんが(南)</li> <li>・なにもやらない人に罰則がないのなら、絵に描いた餅だ(中央)</li> <li>・地域の課題解決に多くの団体が協力していくのは当然で結構なことだ(桜)</li> <li>・相互の連携とあるが現実にはうまくいっていない。どう連携させるのか。(南)</li> <li>・ボランティアで活動しているグループを「その他の団体」で一括することに不満。きちんと表記すればやる気のある人が増える(中央)</li> <li>・地域での連携にも情報公開が必要(岩)</li> <li>・運営を日常的にどうやっていくのか(北)</li> <li>・自治会と行政の関係の位置づけ(北)</li> <li>・自治会を支援する環境の整備が急務と考える(岩槻区民会議)</li> <li>・「必要な支援」は言い訳的で生ぬるい(西)</li> <li>・自治会や市民団体の活動をネットワークするためのホームページがあればよい(見)</li> <li>・「差別と虐待のないまち」という文言を入れて欲しい(ケアハンズ)</li> <li>・解説の「補完性の原理」は、「相互補完」であるべき(緑)</li> <li>・自治会、区長、区民会議には、現在位置付けがない。これをそのまま取り入れると、現制度を固定化することになるのではない(浦和)</li> <li>・旧態の自治会等に安易に頼り、結果として偏重している部分があるのでは(浦和)</li> <li>・自治会のあり方こそ、本来、市民が改善すべき課題(浦和)</li> </ul>	<p>○自治会の役割への期待は大きい。本条例の目玉のひとつとして、しっかりと記述してほしい。</p> <p>○「必要な支援策」という表現は弱い。地域活動のための拠点整備等を例示したらどうか。公民館の多面的な活用などを含めて。</p>
6-②区のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「区役所」が区民と離れていると思う。「住民票」などは「市民の窓口」で受け取ることが多く、「区長」の名前も顔も知らない区民が多いのではない(南)</li> <li>・区役所の位置づけが不明、あやふや(北/浦和)</li> <li>・区役所は行政の最前線(職員)</li> <li>・行政における区役所の権限を強化しては(岩槻区民会議/緑)</li> <li>・区にもっと権限を与えるべき。区役所が何の権力も持っていないのはおかしい(サボセン)</li> <li>・全ての区民の意見を受け止め処理できる体制づくりを(緑)</li> <li>・自治区になってほしい(見/それいゆ)</li> <li>・東京のような特別区にするような考え方が必要(緑)</li> <li>・より自立・自律することが必要(浦和)</li> <li>・市の出先機関でなく、20%ぐらいは区に任せの部分を作るべき(浦和)</li> <li>・市と市民の間に区があると思う(緑)</li> <li>・区の職員は、区の内情をよく知った上で働いてほしい(それいゆ)</li> <li>・さいたま市は一律でなくてよく、各区の問題も違うので(岩槻コミ連)</li> <li>・各区の特性に基づき、それぞれの区政を尊重することを明記(中央)</li> <li>・市全体で均一にしなければならぬ住民サービスもある(職員)</li> <li>・区長にもっと権限を(北)</li> <li>・区長の性格が不明。区役所の所長なのか、市長の代理者なのか(浦和)</li> <li>・区長の役割・責務についてもっと書き込めないのか(岩槻コミ連)</li> </ul>	<p>○政令指定都市として区役所の役割に対する市民の期待は大きい。今後の制度改革を促す意味で、しっかりと書き込んでほしい。</p> <p>○中長期的視野をもった区政の推進は、区長のみには期待することではない。区役所として中長期的な方針をもって区政を推進する、と書くべきか。</p> <p>○区政、区長等については、現状の制度と条例の目指すものの関係をきちんと説明することが必要</p> <p>○区民会議の活動は、区民に情報を公開しつつ、区民の参加のもとに行うべき。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長と区民の繋がりが必要(北)</li> <li>・なぜ一職員である区長の役割・責務を規定するのか(職員)</li> <li>・中長期的な視点であるが、2年で移動する区長では無理(南)</li> <li>・市民からみてこうあってほしいという区のあり方を書くのはよい(職員)</li> <li>・この条例が区のあり方を変えていけるのか(サポセン)</li> <li>・区民である前に市民であれと言いたい(南)</li> <li>・区役所を充実してほしい。そうすれば主体的に、自分の地域を良くしようという気になる(桜)</li> <li>・区にもっと権限を与えるべきである(桜)</li> <li>・市政のなかに区政への分権化をどう取り入れていくかが課題(中央)</li> <li>・中長期的な区政推進は、区長でなく、区役所として進めればよい(議員)</li> <li>・行政職員である区長に区政を担えるのか(岩)</li> <li>・区長の在職期間が短すぎる。区政が考えられるのか(岩/桜)</li> <li>・区は地域振興の拠点であるべき(大)</li> <li>・区と市の役割が理解されていないので、この関係性を分かり易く書いたほうが良い(大)</li> <li>・区が出来て10年経っても、新しいコミュニティづくりが進んでいない(中央)</li> </ul> <p>・現状で「区政」というべきものがあるのか。区政という言葉に違和感を感じず(浦和)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議はしばんできている(南)</li> <li>・区民会議は提案のみで終わっている、それをどう活かすか(中央)</li> <li>・区民会議の活動について情報公開が必要(岩)</li> <li>・区民会議には、区のコミュニティ課も積極的に参画を(西)</li> <li>・区民会議には、もっと行政が関わってほしい(見)</li> <li>・区民会議に何故区の職員が入っていないのか(桜)</li> <li>・区民会議についてはその主体的な提言を活かしていくべきだ(大)</li> <li>・コミュニティにおける主体同士の連携＝市民活動ネットワークと考えてよいのか。区はそれを支えるためにどのようにふるまうのか(南)</li> <li>・もっともっと交流の場がほしい(岩)</li> <li>・区民会議と自治会の関係について触れる(見)</li> <li>・区民会議は、行政に対するルートとしての役割をもっている(見)</li> <li>・区民会議のあり方の変更に対する評価、説明を→解説(緑)</li> <li>・議員と区の関係を決めては(緑)</li> </ul>	
7 条例の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例をつくっても魂を入れなければ駄目(住環ネット)</li> <li>・条例の運用・見直し・検証について明記する必要(岩槻コミ連)</li> <li>・自治基本条例に基づいた、既存の個別条例の見直し、運用の改善が必要(住環ネット)</li> <li>・実効性の確保が必要(西)</li> <li>・PDCAを活用してもっと積極的に評価方法を考えてもらいたい(南)</li> <li>・条例の運用について、全市民の「ネット環境」の整備が重要ではないか(南)</li> </ul> <p>・条例を具体化するためには、どのような手法があるか(南)</p> <p>・制定するだけでは何も変わらない、市民の意識を変えるアクションが必要(南)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定後の推進計画が必要(西)</li> <li>・制定後、皆の関心を高めるための仕掛けが必要(職員)</li> <li>・反対意見・賛成意見両方載っていて理解を深めるような手引書がほしい(サポセン)</li> <li>・市の施策を条例に基づいて作ったことを明記し、周知する(南)</li> <li>・条例の運用結果の広報(北)</li> <li>・評価機関が必要(緑)</li> <li>・〇〇委員会をつくと明記する(緑)</li> <li>・市民自治について小中学生の学びの機会が必要では(岩槻コミ連)</li> <li>・学校の教材として使えたら、市民としての自覚が生まれる(職員)</li> <li>・条例を小中学校の教材にする(西)</li> <li>・市の色、特色が出るような運用をしてほしい(南)</li> <li>・のっぺらぼうの街ではなく、特色のある街になるよう、周知、運用を行ってほしい(南)</li> <li>・市民参加で見直し(北)</li> <li>・市民憲章を制定すべきだ(西)</li> <li>・基本条例に愛着がもてるように欲しい(北)</li> <li>・見直しを定めたのはよい(岩)</li> <li>・実効性は啓発だけでは確保できない(大)</li> <li>・どう運用するか、実効性を持たせる仕組みが大事(桜)</li> <li>・市民にもこの条例が適切に運用されているかどうかをチェックする、改善を求めることができることを盛り込んでどうか(緑)</li> <li>・理念は理解できるが、具体的にどう使われるのか疑問が多い(それいゆ)</li> </ul> <p>・絵に掻いた餅と思うのではなく、目標イメージと捉えて継続することが重要(中央)</p>	<p>○条例をつくっただけではなく、実効性を持たせる、条例をもとに具体的な行動を展開してほしい、という声が多い。</p> <p>○市民参加による運用の仕組みをしっかりと担保する</p> <p>○具体的な行動につなげるため、推進計画の策定を明記する</p> <p>○既存の条例・規則等についても、遡及して自治基本条例に合わせる見直しを行うかどうか→要検討</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例が出来たあとの運用において、市民の意見を十分に取り入れるべき(浦和)</li> <li>・条例の運用を常時チェックし、必要な場合にすぐ改正していくべき(浦和)</li> <li>・自治の担い手として子どもの意見も聞いていくべ(浦和)</li> <li>・市民に対するPRや白書の作成を積極的に行うべき。その際、ホームページまかせにしないこと(浦和)</li> <li>・しっかりと運用されるように、第三者がチェックするシステムが必要(浦和)</li> <li>・改正の時期、そのやり方を条文に明確に書く(浦和)</li> </ul>	
○さらに盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の施策、決定への異議申し立て制度を導入する(北/住環ネット)</li> <li>・公的オンブズマン等外部監視機構が必要である。行政判断や法令解釈に対して市民が異議申し立てをしづらい状況がある(大)</li> <li>・オンブズマン制度の導入を期待(住環ネット/浦和)</li> <li>・公務員・議員の削減の提案を条例に入れられないか(岩槻区民会議)</li> <li>・環境保全などの環境問題を取り上げる(岩槻コミ連)</li> <li>・市民立法の考えによる立法評価(岩)</li> <li>・男女共同参画の視点(岩/大)</li> <li>・地域の住環境を守る事が何処に記載されているのか(大)</li> <li>・障害者雇用(大)</li> <li>・ノーマライゼーション条例の「差別・虐待のないまち」という視点(ケアハンズ)</li> <li>・安全・安心な環境のための「雇用の確保」という視点(ケアハンズ)</li> <li>・当たり前で新しい要素はない、もっと魅力ある、具体的内容を(緑)</li> <li>・全ての条文に裏付けの具体的内容を入れる(緑)</li> <li>・リコール制度がほしい(中央)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オンブズマン制度の導入</li> <li>○行政の決定に対する「異議申し立て制度」→条例の具体化段階か</li> <li>○市民立法の考え方による立法評価</li> <li>○公益通報はなかったか？</li> </ul>
○条例の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市市民自治基本条例でよい(南/北/中央)</li> <li>・「市民自治」を入れて欲しい(ケアハンズ/緑)</li> <li>・さいたま市新しい公共を実現するための基本条例(南)</li> <li>・さいたま市よりよい街づくりのための自治基本条例(南)</li> <li>・サブタイトル「豊かなさいたま市を目指して」(北)</li> <li>・さいたま市条例と市民自治基本の2つに分ける(北)</li> <li>・市民が主体だが、議会・行政との関係も定めているので「市民」を入れなくてよい(岩)</li> <li>・若い人も誰でもひと言でわかる名称に(岩)</li> <li>・固くても、目的、働きを正確に表す名称に(岩)</li> <li>・「条例」は固いので市民憲章がよい(岩)</li> <li>・市民自治基本条例、市民まちづくり条例(桜)</li> <li>・「…のまちづくり条例」、「…と一緒に考えるさいたま市自治基本条例」(浦和) * 解説不能</li> <li>・「自治」とともに「主権」というコンセプトが大事である。思い切って、「さいたま市民自治・主権基本条例」としたらどうか(浦和)</li> <li>・「市民条例」、「まちづくり条例」、「市民まちづくり条例」が良い(浦和)</li> </ul>	○「市民」を入れるかどうかについては、賛否両論あり。
○条例の前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「信頼と奉仕の精神に満ちたまちづくり」という文章を入れる(西)</li> <li>・さいたま市民であることに誇りをもてるように(南)</li> <li>・あまりにも自然破壊されている現実、自然を大切にすま(南)</li> <li>・ずっとすみたいと思えるまち(南)</li> <li>・4市の市民憲章の特徴(北)</li> <li>・市の歴史、行事、自然、街、先祖、思いが分かるような一文(北)</li> <li>・高齢者の社会参加をさらに促進する内容を入れる(岩槻コミ連)</li> <li>・伝統文化を大事にする表現を入れる(岩槻コミ連)</li> <li>・条例が役立った事例を書き入れる(岩)</li> <li>・さいたま市らしさが表現されていない(大)</li> <li>・どういう課題があったから条例づくりなのか(桜)</li> <li>・自主的・自立的・自発的に行動することが人間の基本(ケアハンズ)</li> <li>・さいたま市のあるべき姿が明確でないと条例の意義が分からない(緑)</li> <li>・自助・共助・公助、補完性の原理がより厳しく見直されるべき(緑)</li> <li>・文案:「さいたま市は、市民のために自治基本条例を作りました。時代は変化します。さいたま市は常にその変化を条例に組み込み続けます。」(浦和)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治基本条例をつくるに至った「課題認識」をしっかりと書くべきか</li> <li>○あるべき姿を明示してほしいという意見もある。どう書くべきか</li> </ul>
○条例の文体等(主語の使い方を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に文章が固い(西)</li> <li>・シンプルなつくりがよい(南)</li> <li>・高齢者の観点から難しい文章を使わないで(北)</li> <li>・誰にも分かるよう、シンプルに(北)</li> <li>・理念が分かりやすく伝わるようにシンプルな言葉で(職員)</li> <li>・理念的な部分とルール的な部分の書き分けができるか(職員)</li> <li>・「なければならぬ」という文章はよそう(西)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「です・ます調」等、分かりやすくやさしい文体については、特に異論なし</li> <li>○主語については、素直に市民が理解できる用語を選択すべき</li> <li>○誰がどう関わるかを、明示的に記述すべき</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「～ものとする」はよくわからない(サポセン)</li> <li>・文末の表現「・・を尊重する」は実行性が担保できない(岩槻コミ連)</li> <li>・用語解説が必要(西)</li> <li>・情報共有、参加、協働などの部分は、市民を主語として市民自らがやるべきことを書く(職員)</li> <li>・市民が自分のものと思える条例にするためには、「市民」ではなく、それぞれの主体を主語にして書いたほうがよい(職員)</li> <li>・職員の能動的な働きが重要なので、「市長等」は「市長・職員等」と記すべき(西)</li> <li>・「市長等」の中に職員も含まれていることは感じる(職員)</li> <li>・一般市民は「行政」という言葉に馴染みがない??(サポセン)</li> <li>・誰が何をするのかもつと判りやすく整理して欲しい。例:表にまとめる(サポセン)</li> <li>・大事な事なので一般市民が分かり易いようにして欲しい(大)</li> <li>・若い人が身近に感じられる条例に(中央)</li> <li>・誰もが理解できる文章、文体(桜)</li> <li>・シミュレーションをし、出来るだけ身近なものにしてほしい(桜)</li> <li>・個々の市民がどう関わっているのか見えにくい表現だ(それいゆ)</li> </ul>	
○条例の効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を作ることによってどんな効果があるのかを明確にして欲しい(サポセン)</li> <li>・住環境保全のために活動している我々に役に立つ条例を(住環ネット)</li> <li>・条例に書かれていることは、何かを動かそうとするときの足掛かりになるはず(サポセン)</li> <li>・市政に関する記述は確認的でパンチがない、職員にとってどこまで有効か(職員)</li> <li>・条例の内容は当たり前のことだが、しっかりと根拠を示して後輩等に伝えていく拠り所にはなる(職員)</li> <li>・職員が、市民と一緒に考え協働して課題解決に当る際の拠り所、足掛かりになるとよい(職員)</li> <li>・行政だけで解決が困難な課題に当って、さまざまな主体を結びつける触媒になればよい(職員)</li> <li>・自治基本条例と日常生活との関係が分からない(岩)</li> <li>・この条例をもとにより具体的な仕組みをつくっていく工夫を(岩)</li> <li>・条例の内容に生活への取っ掛かりがほしい(岩)</li> <li>・条例があったから市民やまちにとってもうまくいったという事例はあるか(岩)</li> <li>・自治基本条例が制定されると、私達の暮らしがどう変わるのか。行政は住民の参画を望まない状況下で、自治基本条例を足がかりに私達は何が出来るのか。行政から提示された課題ではなく、市民の思いから行動を起こすことが重要である。どのような場を作れば、市民の力を引き出せるのか(大)</li> <li>・現在・過去のさいたま都民の人が、さいたま市民になることを期待(浦和)</li> </ul>	<p>○条例が、単なる理念表明ではなく、日常生活を改善していくための足掛かりになれるように。</p> <p>○具体的な仕組みづくりにつながるように。</p>

\*類似意見をまとめて要約記載し、末尾括弧内に意見が出された意見交換会名等を記入  
\*最終報告の作成に関わる意見に限定(単なる感想等は省いてよいのでは)

意見書き込み済み: 岩槻区/南区/西区/大宮区/北区/桜区/見沼区/中央区/緑区/浦和区/職員-1/サポセン/ケアハンズ/岩槻区民会議/それいゆ/岩槻コミ連/住環ネット/市議会/

意見未記入: まちプラン市民会議/学生/(職員-2)/(七里地区自治会連合会)/(大砂土東地区自治会連合会)/(浦和自治連)  
特に意見なし: 見沼区自治会連合会